

藤沢市太陽の家(心身障がい者福祉センター)体育館使用料について

◆2018年(平成30年)3月31日使用許可分まで

体育室及び会議室の使用料

使用区分			午前	午後	夜間
			午前9時から 正午まで	午後1時から午後 4時30分まで	午後5時から午後 8時30分まで
体育室	スポーツのために 使用する場合	全面使用	980円	1,540円	2,340円
		半面使用	490円	770円	1,170円
	スポーツ以外のため に使用する場合	全面使用	2,300円	3,000円	3,500円
		半面使用	1,150円	1,500円	1,750円
会議室			200円	300円	500円

体育器具使用料

使用区分			午前	午後	夜間
			午前9時から 正午まで	午後1時から午後 4時30分まで	午後5時から午後 8時30分まで
バスケットゴール			100円	150円	150円
バレーネット			100円	150円	150円
卓球台	体育室の全面を使用する場合		500円	1,000円	1,000円
	体育室の半面を使用する場合		250円	500円	500円
バトミントンネット	体育室の全面を使用する場合		100円	100円	100円
	体育室の半面を使用する場合		50円	50円	50円

暖房設備使用料

使用区分		午前	午後	夜間
		午前9時から 正午まで	午後1時から午後 4時30分まで	午後5時から午後 8時30分まで
体育室の全面を使用する場合		4,080円	4,800円	4,800円
体育室の半面を使用する場合		2,040円	2,400円	2,400円